

後見センターレポート vol.18 (平成30年7月)



かーくん

後見制度支援預金の取扱いが始まりました。

後見センターでは、平成24年2月から、後見制度支援信託（本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み）の利用を進めてきたところですが、平成30年6月から、後見制度支援信託に加えて、これと同様の仕組みとなっている預金（後見制度支援預金）の利用についても運用を始めました。

後見制度支援預金とは、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組みのことで、通常の預貯金と異なり、後見制度支援預金口座に係る取引（入出金や口座解約）をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する指示書を必要とすることで、後見制度支援信託と同様に、本人財産の保護を簡易・確実に行うことができます。後見制度支援預金口座は、本人が日常的に利用してきた信用組合や信用金庫で開設することができるため、近くに信託銀行等がない方にも利用しやすくなっています。

後見センターではこれまで、後見人が管理する本人の流動資産が多額である場合に後見制度支援信託の利用検討を行ってきましたが（後見センターレポート vol.5 [平成26年5月]）、今後は、後見制度支援預金の利用検討も併せて行います。後見人がこれらの制度の利用を希望しない場合は、無理に利用に向けた手続を進めることはしませんが、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、後見監督人が選任されることがあります。

なお、上記で紹介した後見制度支援預金の利用検討は、後見センター（東京家裁本庁）での取扱いになります。立川支部については、平成30年9月から取扱いを開始する予定で準備を進めています。

	後見制度支援信託	後見制度支援預金
対象	成年後見と未成年後見 (保佐、補助及び任意後見では不可)	後見制度支援信託と同じ。
取扱金融機関	信託銀行等 *詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「金融機関一覧」をご覧ください。	東京都信用金庫協会加盟の信用金庫の一部 東京都信用組合協会加盟の信用組合の一部 *詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「信用金庫の一覧」及び「信用組合の一覧」をご覧ください。
利用対象財産	金銭に限る。 *後見人が手元で管理する金額が、おおむね100万円から500万円程度となるように設定する（後見センターレポート vol.10 [平成28年2月]）。	後見制度支援信託と同じ。
対象財産からの払戻し	家庭裁判所の指示書を要する。	後見制度支援信託と同じ。